

農業経営金融支援対策費補助金交付要綱

平成20年10月16日付け20経営第4071号農林水産事務次官依命通知

改正：平成22年4月1日付け21経営第6879号

改正：平成23年4月1日付け22経営第7266号

改正：平成23年5月2日付け23経営第249号

改正：平成23年11月21日付け23経営第2221号

改正：平成24年4月6日付け23経営第3564号

改正：平成25年2月26日付け24経営第3217号

改正：平成25年4月1日付け24経営第3750号

改正：平成25年7月3日付け25経営第427号

改正：平成26年4月1日付け25経営第3707号

改正：平成27年4月1日付け26経営第3468号

改正：平成27年10月1日付け27経営第1544号

改正：平成28年1月20日付け27経営第2600号

改正：平成28年4月1日付け27経営第3213号

改正：平成28年5月31日付け28経営第651号

改正：平成28年10月11日付け28経営第1591号

改正：平成29年3月30日付け28経営第3172号

改正：平成30年3月28日付け29経営第3458号

改正：平成30年11月22日付け30経営第1711号

改正：平成31年3月29日付け30経営第3017号

改正：令和2年3月30日付け元経営第3196号

改正：令和2年4月30日付け2経営第206号

改正：令和3年3月29日付け2経営第3036号

改正：令和4年3月31日付け3経営第3144号

改正：令和5年3月31日付け4経営第2935号

改正：令和6年3月29日付け5経営第3150号

最終改正：令和7年3月31日付け6経営第3252号

第1 農林水産大臣は、次の(1)から(8)までに掲げる経費について、補助事業者((1)から(4)までの事業については、公益財団法人農林水産長期金融協会(昭和39年9月15日に財団法人高風会という名称で設立された法人をいう。)、(5)から(8)までの事業については、都道府県農業信用基金協会とする。)に対し、農業経営金融支援対策費補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について

平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(1) 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3536 号農林水産事務次官依命通知。以下「利子助成要綱」という。）第 3 の事業を行うために必要な経費

(2) 東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業

東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3536 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の事業を行うために必要な経費

(3) 担い手経営発展支援金融対策事業

担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 経営第 2598 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の事業を行うための基金の造成に要する経費

(4) 担い手経営リスク軽減緊急対策事業

担い手経営リスク軽減緊急対策事業実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 経営第 1587 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の事業を行うために必要な経費

(5) 農業経営改善利子補給金交付事業

農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成 6 年 6 月 29 日付け 6 農経 A 第 665 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第 10 の事業を行うために必要な経費

(6) 農業信用保証保険支援総合事業

農業信用保証保険支援総合事業実施要綱（令和 5 年 3 月 31 日付け 4 経営第 3014 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 の第 3 の（2）又は別記 2 の第 4 の事業を行うために必要な経費

(7) 農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金交付事業

農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金交付事業実施要綱（平成 23 年 5 月 2 日付け 23 経営第 255 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の事業を行うために必要な経費

(8) 青年等就農資金債務保証事業

青年等就農資金債務保証事業実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 経営第 3733 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 2 の事業を行うために必要な経費

第 2 第 1 に規定する経費は、定額とする。ただし、第 1 の（5）の事業に係る経費は、実施要綱第 6 の 2 の（1）の①の規定に基づき借り入れた借入金に係る支払利息であって、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間について、その期間内における借入金残高に借入利率（利子補給率 0.760% 以内）を乗じて得た額の合計額とする。

第 3 第 1 の（1）、（2）及び（4）の事業実施に必要な経費については、別表に掲げるものとし、交付の対象となる期間は、補助金の交付の決定があった年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日

までとする。なお、第1の(1)及び(2)の経費については、相互に流用してはならない。

第4 規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、各事業ごとにそれぞれ次の(1)から(3)までのとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、それぞれ次の(1)から(3)までの交付申請書を、それぞれ次の(1)から(3)までの提出先に提出しなければならない。

(1) 第1の(1)、(2)及び(4)の事業

別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、同号による交付申請書を農林水産大臣に提出

(2) 第1の(3)の事業

別記様式第2号による交付申請書のとおりとし、同号による交付申請書を農林水産大臣に提出

(3) 第1の(5)から(8)までの事業

別記様式第3号による交付申請書のとおりとし、同号による交付申請書を地方農政局長（北海道農業信用基金協会については農林水産大臣、沖縄県農業信用基金協会については内閣府沖縄総合事務局長（第1の(7)の事業については、農林水産大臣）。以下同じ。）に提出

2 第1の(1)から(4)までの事業を実施する補助金の交付を受けようとする者は、1の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

第5 規則第2条の農林水産大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、第1の(1)から(4)までの事業については農林水産省経営局長、第1の(5)から(8)までの事業については地方農政局長（ただし、北海道農業信用基金協会にあっては農林水産省経営局長）が別に通知する日までとする。

第6 農林水産大臣又は地方農政局長は、第4の1の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第4の1の規定による交付申請書が到達してから当該交付申請書に係る1の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

第7 補助事業者は、第4の1の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第6の1の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を、第1の(1)から(4)までの事業については農林水産大臣に、第1の(5)から(8)までの事業については地方農政局長に提出しなければならない。

第8 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を、第1の(1)から(4)までの事業については農林水産大臣に、第1の(5)から(8)までの事業については地方農政局長に提出し、その指示を受けなければならない。

2 1の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって1の書類の提出に代えることができる。

第9 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の9月末日現在において、別記様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、その翌月末までに第1の(1)、(2)及び(4)の事業については農林水産大臣に、第1の(5)から(8)までの事業については地方農政局長に提出しなければならない。ただし、第1の(1)、(2)及び(4)の事業については別記様式第5号による概算払請求書、第1の(5)の事業については実施要綱第9による報告書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 1に規定する時期のほか、農林水産大臣又は地方農政局長は、事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該事業の遂行状況について報告を求めることができる。

第10 補助事業者は、概算払により補助金を請求しようとするときは、別記様式第5号による概算払請求書を、第1の(1)、(2)及び(4)の事業については農林水産大臣及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。以下同じ。）に、第1の(5)から(8)までの事業については地方農政局長及び官署支出官に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 第1の(3)の事業を実施する補助事業者は、交付決定の通知に基づいて補助金の支払を請求するときは、別記様式第6号による支払請求書を農林水産大臣及び官署支出官に提出しなければならない。

第11 補助事業者は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、あらかじめ、別記様式第7号による変更（中止又は廃止）承認申請書を、第1の(1)から(4)までの事業については農林水産大臣、第1の(5)から(8)までの事業については地方農政局長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、3に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、3に規定する軽微な変更を除く。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 補助事業者は、1の(1)から(3)までに定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、1に準じて農林水産大臣又は地方農政局長の承認を受けることができる。
- 3 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が別に定める軽微な変更は、事業費の30%を超える増若しくは国庫補助金の増又は事業費若しくは国庫補助金の30%を超える減のある事業内容の変更以外の変更とする。

第12 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、第1の(1)、(2)及び(4)の事業については別記様式第8号、第1の(3)の事業については別記様式第9号、第1の(5)から(8)までの事業については別記様式第10号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第11の1による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を、第1の(1)から(4)までの事業については農林水産大臣に、第1の(5)から(8)までの事業については地方農政局長に、それぞれ提出しなければならない。

- 2 第4の2ただし書の規定により交付の申請をした第1の(1)から(4)までの事業を実施する補助事業者は、1の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4の2ただし書の規定により交付の申請をした第1の(1)から(4)までの事業を実施する補助事業者は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかにその金額（2の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第11号の消費税仕入控除税額報告書により農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により農林水産大臣に報告しなければならない。

第13 農林水産大臣又は地方農政局長は、第12の1の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 農林水産大臣又は地方農政局長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 2の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第14 農林水産大臣又は地方農政局長は、第11の1の(3)の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全

部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく農林水産大臣又は地方農政局長の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 農林水産大臣又は地方農政局長は、1の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 農林水産大臣又は地方農政局長は、1の(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、2の規定による返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 2の規定による補助金の返還及び3の規定による加算金の納付については、第13の3の規定を準用する。

第15 第1の(1)から(4)までの事業を実施する補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

第16 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 第1の(1)から(4)までの事業を実施する補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならない。
- 4 3の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

第17 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、1の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して1の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5

年間整備保管しなければならない。

- 3 第1の(1)から(4)までの事業を実施する補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、1及び2に規定する帳簿等に加え、別記様式第12号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 1から3までに基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第18 第1の(5)から(8)までに掲げる事業の実施は、原則として、国からの補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、事業実施年度において、やむを得ない事情により、補助金交付決定の前にこれらの事業を実施する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した補助金交付決定前事業実施届（別記様式第13号）を作成し、あらかじめ補助事業者から地方農政局長に提出するものとする。

第19 第1の(1)から(5)まで及び(7)に掲げる事業の補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 2 補助事業者は、1により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第14号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

第20 第1の(3)に掲げる事業の補助事業者は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、基金事業の目標、申請方法、及び審査基準を基金造成後速やかに公表しなければならない。

第21 第1の(3)に掲げる事業の補助事業者は、基金を廃止するまでの間、毎年度、当該年度終了後3箇月以内に、基金の額（残高及び国費相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算定根拠並びに基金事業の目標に対する達成度を、農林水産大臣に報告しなければならない。

第22 第1の(3)に掲げる事業の補助事業者は、基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると農林水産大臣が認めた場合又は農林水産大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

第 23 第 1 の(3)に掲げる事業の補助事業者は、基金事業の経理について、基金事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならない。

2 1 に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第 24 第 1 の(3)に掲げる事業により造成した基金は、担い手経営発展支援金融対策事業以外の用途に使用してはならない。

第 25 農林水産大臣は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」の 3 及び 4 に規定されている各基準に適合するよう指導監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

(別表)

区分	経 費	補 助 率
事業実施に必要な経費	<p>1 利子助成金等</p> <p>(1) 第 1 の(1)の事業の利子助成金及び利子助成等補助金</p> <p>(2) 第 1 の(2)の事業の利子助成金</p> <p>(3) 第 1 の(4)の事業の利子助成金</p> <p>2 交付事務関係費</p> <p>利子助成金及び利子助成等補助金の交付に要する給料手当、委員等手当、専門員等設置費、謝金、旅費、賃金、人材派遣費、福利厚生費、借料及び損料、光熱水料、消耗備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、電算関係費、租税公課</p> <p>3 共通経費</p> <p>事務所借料、光熱水料、消耗備品費、消耗品費、通信運搬費、雑役務費、電話料、電算関係機器 リース料、電算運行経費</p> <p>4 第 1 の(2)及び(4)の事業に係る 3 並びに第 1 の(4)の事業に係る 2 については、第 1 の(1)の事業の経費で支弁することとする。</p>	定 額

(注) 人件費の算定については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に規定する方法によるものとする。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日 21 経営第 6879 号）

- 1 この通知は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日 22 経営第 7266 号）

- 1 この通知は、第1の(1)及び(2)の事業の改正に係る部分については、平成23年4月1日から施行し、第1の(3)及び(4)の事業の改正に係る部分については、平成23年9月1日から施行する。
- 2 平成22年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則（平成23年5月2日23経営第249号）

この通知は、平成23年5月2日から施行する。

附 則（平成23年11月21日23経営第2221号）

- 1 この通知は、平成23年11月21日から施行する。
- 2 都道府県農業信用基金協会がこの要綱の施行前に開始した事業に係るこの要綱の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成24年4月6日23経営第3564号）

この通知は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成25年2月26日24経営第3217号）

この通知は、平成25年2月26日から施行する。

附 則（平成25年4月1日24経営第3750号）

この通知は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月3日25経営第427号）

- 1 この要綱は、平成25年7月3日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に実施された事業については、なお従前の例による。

附 則（平成26年4月1日25経営第3707号）

- 1 この通知は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則（平成27年4月1日26経営第3468号）

- 1 この通知は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1の(4)の改正規定は、農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3413号農林水産事務次官依命通知）の通知の日から施行する。
- 2 平成26年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則（平成27年10月1日27経営第1544号）

この通知は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年1月20日27経営第2600号）

この通知は、平成28年1月20日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日 27 経営第 3213 号）
この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則（平成 28 年 5 月 31 日付け 28 経営第 651 号）
- 1 この通知は、平成 28 年 5 月 31 日から施行する。
 - 2 平成 27 年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 経営第 1591 号）
この通知は、平成 28 年 10 月 11 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 30 日付け 28 経営第 3172 号）
この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日付け 29 経営第 3458 号）
この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 11 月 22 日付け 30 経営第 1711 号）
この通知は、平成 30 年 11 月 22 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 経営第 3017 号）
この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日元経営第 3196 号）
この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 30 日 2 経営第 206 号）
この通知は、令和 2 年 4 月 30 日から施行する。

- 附 則（令和 3 年 3 月 29 日 2 経営第 3026 号）
- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
 - 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日 3 経営第 3144 号）
この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日 4 経営第 2935 号）

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（令和6年3月29日5経営第3150号）

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（令和7年3月31日6経営第3252号）

この通知は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式 第1号（第4関係）

〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金
(※〇〇〇〇〇) 交付申請書

番号
年月日

<※第1の(1)、(2)及び(4)の事業の場合>

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年度において、※〇〇〇〇〇実施要綱に基づく利子助成事業を実施したいので、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第4の規定に基づき補助金〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

(1) 補助事業の経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要する経費	負担区分		備考
		国庫補助金	その他	
利子助成金等 事務関係費	円	円	円	
合計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

(2) (1) の算出基礎

3 事業完了予定年月日

4 添付書類

補助事業者の定款及び事業計画書

(注1) 添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注2) 添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

※ ○○○○○には、本文第1に規定する事業名を記載する。

別記様式 第2号（第4関係）

〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金
(扱い手経営発展支援金融対策事業) 交付申請書

番号
年月日

<※第1の(3)の事業の場合>

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

扱い手経営発展支援金融対策事業実施要綱に基づく利子助成金を交付する事業を行うため、基金を造成したいので、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第4の規定に基づき補助金〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

3 基金造成計画

(1) 基金造成必要額

(2) (1) の算出基礎

4 事業完了予定年月日

5 添付書類

補助事業者の定款

(注1) 添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注2) 添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式 第3号（第4関係）

〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金
(※〇〇〇〇〇) 交付申請書

番号
年月日

<※第1の(5)、(6)及び(8)の事業の場合>

〇〇農政局長 殿

〔 北海道農業信用基金協会にあっては、農林水産大臣
沖縄県農業信用基金協会にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

<※第1の(7)の事業の場合>

〇〇農政局長 殿

〔 北海道農業信用基金協会及び沖縄県農業信用基金協会にあっては、
農林水産大臣 〕

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年度において、※〇〇〇〇〇を実施したいので、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第4の規定に基づき補助金〇〇〇円の交付を申請する。

記

<※第1の(5)の事業の場合>

- 1 事業の目的
 - 2 事業の内容及び計画
- (1) 利子補給金計算表

借入先金融機関名					
借入期間	借入日数 (a)	借入額 (b)	平均借入残高 $c=(a \times b) / 365$	借入利率 (d)	支払利息額 (c × d)
年 月 日 ～ 年 月 日	日	円	円	(%)	円

(2) 低利預託基金造成内訳

貸付目標額	低利預託基金の額
-------	----------

	都道府県等出捐額	基金協会借入額
円	円	円

3 事業完了予定年月日

4 添付書類

- (1) 補助事業者の業務方法書及び事業計画書
- (2) 借り入れを証する書類の写し（新規借入のものに限る）

<※第1の(6)の事業の場合>

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

3 事業に係る経費

① 農業信用保証保険基盤強化事業のうち被災農業者等支援対策に必要な経費

円

② 農業信用保証保険基盤強化事業のうち大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人事業）に必要な経費

円

③ 農業信用保証保険基盤強化事業のうち大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人保証料軽減事業）に必要な経費

円

④ 農業近代化資金保証料助成金交付事業に必要な経費

円

①～④合計

円

4 事業完了予定年月日

① 農業信用保証保険基盤強化事業のうち被災農業者等支援対策

年 月 日

② 農業信用保証保険基盤強化事業のうち大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人事業）

年 月 日

③ 農業信用保証保険基盤強化事業のうち大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人保証料軽減事業）

年 月 日

④ 農業近代化資金保証料助成金交付事業

年 月 日

(注1) 3①から④まで及び4①から④までにおいて実施しない事業は、省略すること。

(注2) 3の農業信用保証保険基盤強化事業に係る経費については、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件に係る災害又は突発的事由ごとの内訳を記載すること。

5 添付書類

補助事業者の業務方法書及び事業計画書

<※第1の(7)の事業の場合>

- 1 事業の目的
 - 2 事業の内容及び計画
 - 3 事業に係る経費
 - ① 保証料引下げ助成事業
円
 - ② 代位弁済経費助成事業
円
 - 4 事業完了予定年月日
 - 5 添付書類
- 補助事業者の業務方法書及び事業計画書

<※第1の(8)の事業の場合>

- 1 事業の目的
 - 2 事業の内容及び計画
 - 3 債務保証の引受補助金額：
円
 - 4 事業完了予定年月日
 - 5 添付書類
- 補助事業者の業務方法書及び事業計画書

(注1) 添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注2) 添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

※ ○○○○○には、本文第1に規定する事業名を記載する。

別記様式 第4号（第9の1関係）

○○年度農業経営金融支援対策費補助金
(※○○○○○) 事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

<※第1の(1)、(2)及び(4)の事業の場合>

農林水産大臣 殿

<※第1の(5)、(6)及び(8)の事業の場合>

○○農政局長 殿

〔 北海道農業信用基金協会にあっては、農林水産大臣
沖縄県農業信用基金協会にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

<※第1の(7)の事業の場合>

○○農政局長 殿

〔 北海道農業信用基金協会及び沖縄県農業信用基金協会にあっては、農林水産大臣 〕

所在地
団体名
代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号により補助金の交付決定通知のあった※○○○○○について、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第9の1の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

<※第1の(1)、(2)、(4)、(5)及び(8)の事業の場合>

	年間計画(A)	年9月末実績(B)	実施率 (B/A)	備考
※ ○○○○○	円	円	%	

(注) 年間計画(A)及び実績(B)の欄については、以下を記入することとする。

1. 第1の(1)、(2)及び(4)の事業については、利子助成金交付額。

2. 第1の(5)の事業については、年間計画(A)の欄は貸付目標額、実績(B)の欄は貸付残高。

3. 第1の(8)の事業については、当該年度の新規の債務保証引受額。

※ ○○○○○には、本文第1に規定する事業名を記載する。

<※第1の(6)の事業の場合>

① 農業信用保証保険基盤強化事業のうち被災農業者等支援対策

(単位：千円)

			資金名	事業実施計画			年9月末事業実績			実施率(B/A)	備考
				債務保証平均残高(b)	保証料率(%)	補助金相当額(A) (A)=(a)×(b)	債務保証平均残高(c)	保証料率(%)	補助金相当額(B) (B)=(c)×(d)		
今年度の引受											
小計											
大規模災害名	対象	○○									
	年度										
	の										
	引受										
小計											
大規模災害名以外	対象	○○									
	年度										
	の										
	引受										
小計											
合計											

② 農業信用保証保険基盤強化事業のうち大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人事業）

(単位：千円)

資金名		事業実施計画	年9月末実績		実施率(B/A)	備考	
			債務保証残高見込み(a)	補助金相当額(A)	債務保証残高(b)	補助金相当額(B)	
対象灾害名							

③ 農業信用保証保険基盤強化事業のうち大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担

保無保証人保証料軽減事業)

(単位 : 千円)

資金名		事業実施計画				年9月末実績				実施率 (B/A)	備考
		債務保証	無担保保証	有担保保証	補助金相当額	債務保証	無担保保証	有担保保証	補助金相当額		
対象災害名	今年度の引受										
	前年度までの引受										
	小計										
	合計										

④ 農業近代化資金保証料助成金交付事業

(単位 : 千円)

		事業実施計画			年9月末事業実績			実施率 (B/A)	備考
		債務保証平均残高 (a)	保証料率 (b)	補助金相当額 (A)	債務保証平均残高 (c)	保証料率 (d)	補助金相当額 (B)		
今年度の引受									
	小計								
○○年度の引受									
	小計								
	合計								

(注 1) 事業実施計画の債務保証平均残高、債務保証残高見込み、保証料率、無担保保証料率、有担保保証料率、補助金相当額の欄は、農業信用保証保険支援総合事業実施要綱第3の規定により提出した事業実施計画書（別紙様式第1号）から記載する。

(注 2) 9月末事業実績の債務保証平均残高の欄は、債務保証引受額に保証引受日から当年度9月末までの引受期間を乗じて得た額を保証引受日から事業完了予定期日までの期間で除して得た額から算出した平均残高とする。

(注 3) ①の事業の大規模災害、②の事業及び③の事業については、農業信用保証保険支援総合事業実施要綱別記1の第2第2項の要件として農林水産省経営局金融

調整課長が別に定める要件に係る災害又は突発的事由を記載すること。

(注4) 保証料率の欄は、各基金協会が定める保証料率とする。なお、保証料率に区分がある場合はそれぞれ区分ごとに記載すること。

(注5) ③の事業の無担保保証料率及び有担保保証料率の欄は、各基金協会が定める無担保保証料率及び有担保保証料率を記載する。なお、無担保保証料率は、無担保無保証人での債務保証を引き受ける際の保証料率とすること。

※ ①から④までにおいて実施しない事業は、省略すること。

<※第1の(7)の事業の場合>

(単位：千円)

	事業実施計画				年9月末事業実績				実施率 (B/A)	備考
	債務保証 平均残高 (a)	保証 料率 (b) %	保険 料率 (c) %	補助金 相当額 (A) $(A)=(a) \times (b-c)$	債務保証 平均残高 (d)	保証 料率 (e) %	保険 料率 (f) %	補助金 相当額 (B) $(B)=(d) \times (e-f)$		
今年度 の引受										
小計										
前年度ま での引受										
小計										
合計										

(注1) 事業実施計画の債務保証平均残高、保証料率、保険料率、補助金相当額の欄は、農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金交付事業実施要綱第4の規定により提出した事業実施計画書（別記様式第1号）から記載する。

(注2) 9月末事業実績の債務保証平均残高の欄は、債務保証引受額に保証引受日から当年度9月末までの引受期間を乗じて得た額を保証引受日から事業完了予定年月日までの期間で除して得た額から算出した平均残高とする。

(注3) 保証料率の欄は、各基金協会が定める無担保無保証人（区分がない場合は当該資金）に係る保証料率とする。

別記様式 第5号 (第10の1関係)

〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金
(※〇〇〇〇〇) 概算払請求書 (兼事業遂行状況報告書)

番 号
年 月 日

<※第1の(1)、(2)及び(4)の事業の場合>

農林水産大臣 殿
官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

<※第1の(5)、(6)及び(8)の事業の場合>

〇〇農政局長 殿
北海道農業信用基金協会にあっては、農林水産大臣
沖縄県農業信用基金協会にあっては、内閣府沖縄総合事務局長
官署支出官 〇〇農政局総務管理官 殿
東北農政局、関東農政局及び九州農政局にあっては、
官署支出官 〇〇農政局総務部長
北海道農業信用基金協会にあっては、
官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官
沖縄県農業信用基金協会にあっては、
官署支出官 内閣府沖縄総合事務局総務部長

<※第1の(7)の事業の場合>

〇〇農政局長 殿
北海道農業信用基金協会及び沖縄県農業信用基金協会にあっては、農林水産大臣
官署支出官 〇〇農政局総務管理官 殿
東北農政局、関東農政局及び九州農政局にあっては、
官署支出官 〇〇農政局総務部長
北海道農業信用基金協会及び沖縄県農業信用基金協会にあっては、
官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった※〇〇〇〇〇について、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第10の1の規定に基づき、下記の金額について概算払によって交付されたく請求する。

(また、併せて農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第9の1の規定に基づき、その

遂行状況を下記のとおり報告する。)

記

事業の区分	交付決定額 (A)	既受領額		今回請求額		残額		備考
		金額(a)	(a)/(A)	金額(b)	(b)/(A)	金額(c)	(c)/(A)	
計								

(注) 第9の1のただし書の規定に基づき、事業遂行状況報告書に代える場合は、「備考」欄に「遂行状況報告（9月末日現在の進捗率）」について記載すること。また、件名及び本文中括弧内を追加すること。

※ ○○○○○には、本文第1に規定する事業名を記載する。

別記様式 第6号（第10の2関係）

〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金
(扱い手経営発展支援金融対策事業) 支払請求書

番号
年月日

<※第1の(3)の事業の場合>

農林水産大臣 殿
官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった扱い手経営発展支援金融対策事業について、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第10の2の規定に基づき、金〇〇〇円を交付されたく請求する。

別記様式 第7号（第11関係）

〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金
(※〇〇〇〇〇) 変更（中止又は廃止）承認申請書

番号
年月日

<※第1の(1)から(4)までの事業の場合>

農林水産大臣 殿

<※第1の(5)、(6)及び(8)の事業の場合>

〇〇農政局長 殿

〔 北海道農業信用基金協会にあっては、農林水産大臣
沖縄県農業信用基金協会にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

<※第1の(7)の事業の場合>

〇〇農政局長 殿

〔 北海道農業信用基金協会及び沖縄県農業信用基金協会にあっては、農林水産大臣 〕

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった※〇〇〇〇〇について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第11の規定に基づき申請する。

記

（注1）記の記載要領は、別記様式第1号から第3号までに準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」及び「事業の内容及び計画」を「変更（中止又は廃止）の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更（中止又は廃止）後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更（中止又は廃止）前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、当該変更（中止又は廃止）の対象外となる事業については省略する。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更がないものは省略できる。）

（注2）添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

※ 〇〇〇〇〇には、本文第1に規定する事業名を記載する。

別記様式 第8号（第12の1関係）

〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金
(※〇〇〇〇〇) 実績報告書

番 号
年 月 日

<※第1の(1)、(2)及び(4)の事業の場合>

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった※〇〇〇〇〇について、交付決定通知の内容に従い実施したので、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第12の1の規定に基づき、その実績を報告する。

記

(注1) 記の記載要領は別記様式第1号に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の内容及び計画」を「事業の内容及び実績」と、「補助事業に要する経費」を「補助事業に要した経費」と、「完了予定年月日」を「完了年月日」と置き換えること。

なお、変更があった場合においては変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料等の写しを添付すること。

(注2) 添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注3) 添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

※ 〇〇〇〇〇には、本文第1に規定する事業名を記載する。

別記様式 第9号（第12の1関係）

〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金
(扱い手経営発展支援金融対策事業) 基金造成実績報告書

番 号
年 月 日

<※第1の(3)の事業の場合>

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった扱い手経営発展支援金融対策事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第12の1の規定に基づき、その実績を報告する。

記

1 補助金の交付の内容

2 基金造成の収支決算

(1) 収入の部 (補助金)	円
(2) 支出の部 (基金造成額)	円

(注) 基金の口座に係る金融機関の預金残高証明書を添付すること。

別記様式 第 10 号 (第 12 の 1 関係)

〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金
(※〇〇〇〇〇) 実績報告書

番号
年月日

<※第 1 の(5)、(6)及び(8)の事業の場合>

〇〇農政局長 殿

北海道農業信用基金協会にあっては、農林水産大臣
沖縄県農業信用基金協会にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

官署支出官 〇〇農政局総務管理官 殿

東北農政局、関東農政局及び九州農政局にあっては、
官署支出官 〇〇農政局総務部長

北海道農業信用基金協会にあっては、

官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官

沖縄県農業信用基金協会にあっては、

官署支出官 内閣府沖縄総合事務局総務部長

<※第 1 の(7)の事業の場合>

〇〇農政局長 殿

北海道農業信用基金協会及び沖縄県農業信用基金協会にあっては、農林水産大臣

官署支出官 〇〇農政局総務管理官 殿

東北農政局、関東農政局及び九州農政局にあっては、
官署支出官 〇〇農政局総務部長

北海道農業信用基金協会及び沖縄県農業信用基金協会にあっては、

官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官

所在地

団体名

代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定通知のあった※〇〇〇〇〇について、交付決定通知の内容に従い実施したので、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第 12 の 1 の規定に基づき、その実績を報告する。

(なお、併せて金〇〇〇円を精算払によって交付されたく請求する。)

記

(注1) 記の記載要領は別記様式第3号に準ずるものとする。なお、変更があった場合においては変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。添付書類は、引受実績の明細等とする。

括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載する。

(注2) 添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注3) 添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

※ ○○○○○には、本文第1に規定する事業名を記載する。

別記様式 第 11 号 (第 12 の 3 関係)

○○年度農業経営金融支援対策費補助金
(※○○○○○) の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月
日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号により補助金の交付決定通知のあった※○○○○○について、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第 12 の 3 の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第 15 条の補助金の額の確定額 金 円
(○○年○月○日付け○○第○○号による額の確定通知額)

2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円

4 補助金返還相当額 (3 - 2) 金 円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
()

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
()

- (注1) 記載内容の確認のため、補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料を添付すること。
- (注2) 添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- (注3) 添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

※ ○○○○○には、本文第1に規定する事業名を記載する。

財産管理台帳

補助事業者名 _____

事業実施年度		令和 年度		農林水産省所管補助金名												
事業区分	事業の内容				工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分			耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内 容	
計																
	計															
合 計																
	合 計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式 第13号（第18関係）

〇〇年度農業経営金融支援対策費補助金
(※〇〇〇〇〇) 交付決定前事業実施届

番号
年月日

<※第1の(5)、(6)及び(8)の事業の場合>

〇〇農政局長 殿

〔 北海道農業信用基金協会にあっては、農林水産大臣
沖縄県農業信用基金協会にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

<※第1の(7)の事業の場合>

〇〇農政局長 殿

〔 北海道農業信用基金協会及び沖縄県農業信用基金協会にあっては、農林水産大臣 〕

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年度に割当内示された下記1の事業について、下記2の条件を了承の上、補助金交付決定前に事業を実施したいので、届け出る。

記

1 ※〇〇〇〇〇

- (1) 事業費
- (2) 事業実施主体
- (3) 事業実施予定年月日
- (4) 交付決定前に事業実施を必要とする理由

2 条件

- (1) 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- (2) 補助金交付決定を受けた金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- (3) 当該事業については、事業実施から補助金交付決定を受けるまでの期間においては、計画変更は行わないこと。

※ 〇〇〇〇〇には、本文第1に規定する事業名を記載する。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所在地

商号又は名称

代表者の役職氏名

当社は、貴殿発注の○○契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から△△契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

(注1) ○○には、契約件名を記載すること。

(注2) △△には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注3) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注4) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。